

東京都新任訪問看護師育成支援事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日

27 福保高介第 1444 号

最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

2 福保高在 第 1100 号

第 1 目的

この事業は、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援をすることで、訪問看護ステーションで働く看護職員の勤務環境の向上及び定着の推進を図り、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱で使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「看護職」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- 2 「訪問看護」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項に規定する訪問看護をいう。
- 3 「訪問看護ステーション」とは、法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（法第 71 条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。

第 3 実施主体

事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第 4 事業内容

都は、第 1 の目的を達成するため、訪問看護ステーションが訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う場合に、育成に係る経費に対し、別に定める補助要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

第 5 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。